

Title	アメリカにおける憲法的財産権保証規定としての「公用収用」条項：土地をめぐる制度と訴訟についての歴史的考察
Author(s)	中村, 孝一郎
Citation	大阪大学, 2006, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/46557">https://hdl.handle.net/11094/46557</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉</a> 大阪大学の博士論文について <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈/a〉</a> をご参照ください。

***Osaka University Knowledge Archive : OUKA***

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	中村孝一郎
博士の専攻分野の名称	博士(法学)
学位記番号	第19977号
学位授与年月日	平成18年3月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 法学研究科法学・政治学専攻
学位論文名	アメリカにおける憲法的財産権保障規定としての「公用収用」条項—土地をめぐる制度と訴訟についての歴史的考察—
論文審査委員	(主査) 教授 松本 和彦 (副査) 教授 高田 篤 教授 鈴木 秀美

#### 論文内容の要旨

「公用収用」の典型事例は土地収用であるといえる。そのことから本稿もまた土地を中心として議論を展開している。

英米において公用収用制度はもともと、「議会による財産徴収」から生まれたものであった。そこでは「議会による」ということが重視され、それによって財産権が保護されると考えられていた。しかしアメリカ建国時の様々な混乱から、「議会による」としても必ずしも財産権が護られないということが強く認識され、「収用」に際しては「正当な補償」の支払いが必要であると考えられるようになった。しかもその判断が議会ではなく裁判所に委ねられることによって、財産権が裁判所によって保護されるべき権利であるという認識も定着していくことになった。

その財産権は当初は物理的に捉えられていたが、19世紀後半に入り、産業社会が活発化して財産権に関する多くの形態が見いだされるようになると、「諸権利の束」として財産権がとらえられるようになり、そのような財産権観と公用収用条項が結びつくことによって、束となっている諸権利それぞれが保障の対象となると考えられるようになった。将来の収益や期待利益までもがそこに含まれることによって「人々是不変の世界への財産的権利を有する」こととなったのであった。そのため、「確定的な期待と抵触するすべての政府の行為は違憲であるという不条理な結論をうまく回避しつつもなお、すべての遡及法“retroactive laws”をどうすれば禁止することができるか」というジレンマに陥った。規制的収用法理はこのジレンマの解決の任を負うことになったのである。

連邦最高裁は20世紀後期以降の規制的収用法理の判断において、2つのカテゴリカル・アプローチと1つの利益衡量的アプローチを同定した。それは「永久的物理的侵害」テスト、「すべての経済的に有益で生産的な土地利用を否定した場合」テストというカテゴリカル・アプローチと、①規制の経済的インパクト②合理的な投資に裏付けられた期待への実質的な干渉の程度③政府行為の性質という収用3要素を個別具体的かつ事実集約的に検討する利益衡量的アプローチである。連邦最高裁はこれらのアプローチを駆使しながら、財産権保護について議会に全面的に委ねることはなく、また逆に議会への敬讓を払いながら判断していくことを行っている。それは財産権保護に対する一定の役割を議会に期待しつつも裁判所の果たすべき役割を相当程度認識するという、議会への信頼と不信との微妙なバランスの上に財産権保護の有り様を見いだしている連邦最高裁の姿勢の現れであろう。

日本の憲法学界において、財産権の保護のあり方は、表現の自由をはじめとした精神的自由の保護のあり方について

ての研究の陰に隠れてしまい、あまり積極的な研究の対象となって来なかった。その中でも公用収用に関する議論はさらにマイナーなものであったといえる。憲法学界において重要な研究であり続けている憲法訴訟論の中で公用収用に関する理論を考え、財産権保護について考えていくことの重要性はもっと認識されてもよいのではないだろうか。

### 論文審査の結果の要旨

本論文は、アメリカ合衆国憲法修正5条の定める公用収用条項をめぐる議論を素材に、財産権の憲法的保障のあり方を検討するものである。本論文の最終的な目的は日本国憲法の財産権保障に関する解釈論を打ち立てることにあるが、その解釈論研究の下支えとなるべき基礎的考察として、日本と同様の公用収用制度を備えるアメリカ憲法に焦点を合わせ、その実践と理論を比較検討の対象に据えているところに本論文の特色がある。しかも、公用収用条項の成立から現在までの解釈論史を辿るという歴史的考察手法を用いることで、公用収用という限定された視点からではあるが、財産権法理の形成発展の一端を浮かび上がらせることに挑戦している。

論文の構成は序論・本論・結論のオーソドックスな3部からなっているが、さらに本論が三つに分けられ、第3部の後に小さい補論がおかれている。本論は時間軸に沿って、第1部「建国期における『公用収用』制度の成立とその意義」、第2部「19世紀における財産権観の変遷と規制的収用法理の出現」、第3部「20世紀以降の土地利用規制における規制的収用法理」という具合に展開されている。第3部の後の補論では「規制後の財産取得者による収用の主張が問題となった事件」として、連邦最高裁の *Palazzolo v. Rhode Island* (2001) という比較的最近の判例が取り上げられ、判例の現水準が確認される。

本論文の第1部では、前史としてのイギリス法における発展、とりわけマグナ・カルタに見られる財産徴収の制度的展開が概観され、そこからアメリカにおける「議会による収用」原則の確立と、公用収用制度の憲法典への実定化過程の分析へと進められ、アメリカ建国期における公用収用と正当補償の意義が明らかにされている。その上で、建国者達は、財産権の保障は議会への信頼と不信との微妙なバランスの上に図られるべきだという意図を持っていたとまとめられている。

第2部では、19世紀アメリカにおける「財産権観の変遷」が跡づけられる。その時代は、合衆国憲法1条10節1項の定める契約条項を根拠にした既得権の保障が唱えられ、財産取得時の状態を維持することが憲法上正当化されたという。このような「静的財産権観」は、その後の社会の動態化に合わせた「動的財産権観」に取って代わられるが、財産権を「諸権利の束」と見なす見解の登場によって一定の揺れ戻しを被ることになる。ここでも議会のアンビヴァレントな役割に注意が喚起される。

第3部では、20世紀における「諸権利の束」的財産権から補償を要する収用と要しない規制を区別する規制的収用法理への展開が分析される。規制的収用法理において、補償を要する収用か否かの判断は、公益性を考慮せずにカテゴリー的に収用を認定するアプローチと、公益性を個人の権利と利益衡量しながら収用を認定するアプローチの2つによって行われる。連邦最高裁はまずカテゴリーカル・アプローチを持ち出すがその適用射程は狭いので、結局のところ、利益衡量アプローチの果たす役割が大きくなるという。

本論文は、必ずしも十分とは言えない憲法学界の財産権研究に寄与するのみならず、これまで研究が遅れていた英米法系の財産権論を取り上げ、学問的な欠落を補おうとした意欲的な業績である。確かに、なお検討すべき課題や深めるべき論点がいくつか見受けられるものの、今後の発展可能性を考慮すると、博士の学位を授与するのに十分なレベルに達していると思われる。